

-報道発表-

**『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書』および
『金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書』
の改訂について**

財団法人 金融情報システムセンター

当センターでは、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」と、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」を改訂いたしましたので公表いたします。

「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」は、昭和 60 年 12 月に金融機関等の自主基準として策定後、社会情勢の変化に対応して継続的に改訂が行われ、現在まで金融情報システムに関する安全対策の拠りどころとして活用されてきました。

直近では、平成 15 年 10 月の第 6 版改訂以降、関連法規を反映した部分改訂として、「個人情報保護法」対応の第 6 版追補改訂（平成 17 年 3 月）、「預金者保護法」対応の第 6 版追補 2 改訂（平成 17 年 12 月）を実施しております。

今回は、上記法律への対応以外にも、広く社会情勢や技術の変化を背景とした新たな対策が必要と考え、インターネットバンキングをはじめ、コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）、外部委託等、コンピュータシステムをめぐる環境の変化を映じた全般的な見直しを行いました。

その結果、先に実施した、第 6 版追補および追補 2 の改訂内容も取り込み、第 7 版として 3 月末に発刊するはこびとなりました。

一方、大規模災害等の不測の事態に際しても、業務を継続し、被害を迅速に復旧するため、事前に策定しておく計画が、コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）であります。当センターでは、その具体的な策定方法を示して欲しいとの会員各社からのご要望にお答えして平成 6 年 1 月に、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」を作成し、平成 13 年 10 月に現行第 2 版を発刊いたしました。

この度、大規模災害に関する報告書や、緊急時の対応手法に関する国内外の動向、最近発生した災害等への対応事例を反映すべく関係業界のご協力のもと内容を見直し、安全対策基準と同じく 3 月末に第 3 版として発刊するはこびとなりました。

今回の改訂により、これらの刊行物がより一層、金融機関等の業務の安全対策向上に寄与できるものと確信しております。

1. 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」の改訂概要

(1) インターネットを利用した金融サービスの犯罪防止策

最近、スパイウェアやフィッシングを用いて、インターネットバンキング等を狙った犯罪が発生しております。そこで、これらの犯罪を防止するため、取引時の本人確認の方法や利用者への注意喚起の方法等について追加しました。

(2) オープン系システムのセキュリティ対策

セキュリティパッチの扱い等、Webシステムをはじめとしたオープン系システムの開発時や運用時に、安全面で考慮すべき事項を追加しました。

(3) アウトソーシングの対応

外部に委託する業務範囲が拡大し内容も多様化していることから、外部委託に関する留意点を追加しました。

- ・ 外部委託先の監査手続き
- ・ 共同センターでのデータ保管の考え方

(4) バックアップサイト・コンティンジェンシープランの見直し

コンティンジェンシープラン策定手引書の改訂と連動し、定義等を整理しました。

(5) 設備関連の見直し

ATM機器や関連設備について、主に防犯面から関連ガイドライン等を参考に見直しました。

(6) 関連する法律やガイドライン改訂の取り込み

本基準が参照している法律やガイドライン等の改訂内容を比較し、必要な事項を取り込みました。

(7) 以前行った部分改訂の取り込み

平成 15 年 10 月に発刊した第 6 版以降に行った部分改訂の内容を取り込み、第 7 版としてまとめました。

- ・ 個人情報保護法に対応した安全対策 (第 6 版追補 平成 17 年 3 月)
- ・ 生体認証情報を扱う場合の安全対策 (第 6 版追補 平成 17 年 3 月)
- ・ 偽造・盗難キャッシュカードに対応した安全対策 (第 6 版追補 2 平成 17 年 12 月)

2. 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」の改訂概要

(1) 本書の構成の全面的見直し

内容の見直しに先立ち、本書の構成を全面的に見直して、内容を以下のとおり分類しました。

- ・プロセス編： プラン策定の手順や策定プロジェクトの運営について記述
- ・考慮事項編： 過去の事例等、プラン策定時に考慮すべき事項を記述
- ・参考例編： 策定された帳票イメージ等の参考情報を記述

(2) 中央防災会議の報告書の反映

中央防災会議が平成 17 年 9 月に発表した首都直下地震対策大綱では、発災後 3 日間程度の応急対策活動期に、継続が期待される社会インフラとして金融分野をあげています。

そこで、大綱の要求を考慮しつつ、金融機関としての対応を記述しました。

また、地震発生後、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制についても述べており、本手引書で取り上げました。

さらに首都直下地震では数百万人に上ると言われている帰宅困難者対策等、これまで想定していなかった影響について記述しました。

(3) 新潟県中越地震等における金融機関の対応事例の反映

コンピュータセンターでの水の確保や連絡手段の確保等、留意すべき事項を記述しました。

(4) 教育・訓練、維持管理等の充実

コンティンジェンシープランの実効性を維持するため、教育・訓練の手順を追加しました。

また、継続的な改善を実現するため、教育・訓練の結果を反映させるとともに、監査についても手順の中に追加しました。

(5) 自然災害以外のリスクの対応

自然災害以外のリスクとして、以下のリスクに対応したコンティンジェンシープランを策定する際に、考慮すべき事項を追加しました。

- ・大規模システム障害リスク
- ・風評リスク
- ・情報漏洩リスク
- ・サイバー攻撃リスク

(本件に対する問合せ先)

(財)金融情報システムセンター 監査安全部 高田 岡崎 (03-5542-6077)